

# 神戸市市民公園条例関係助成要綱

昭和51年6月8日  
市長 決 定

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号。以下「条例」という。）に規定する助成に関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 市民公園の助成

(施設の貸与又は供与)

第2条 条例第18条第1号に規定する施設の貸与又は供与は、当該市民公園設置者に対し、別表1に定める施設を1回に限って供与することにより行うものとする。

2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 市民公園設置者及び市民公園管理者は共同で、利用者の事故等に対処できるよう、供与された施設に対して、施設賠償責任保険に加入するものとする。

(施設の設置に要する費用の助成)

第3条 条例第18条第2号に規定する施設の設置に要する費用の助成は、当該市民公園設置者に対し、当該費用の助成に代えて、市長が施設を1回に限って設置することにより行うものとする。

2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(管理運営に要する費用の助成)

第4条 条例第18条第3号に規定する市民公園の管理運営に要する費用の助成は、当該市民公園管理者に対し、別表2に定める管理運営助成金を毎年度交付することにより行うものとする。

2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに助成の適否を決定し、その旨を当該市民公園管理者に様式第3号の2により通知し、様式第3号の3の請求を受けて、助成金を交付するものとする。

4 当該市民公園管理者は、事業終了後速やかに、様式第3号の4による収支決算報告書及び様式第3号の5による活動報告書を市長に提出しなければならない。

(土地等の維持管理に関する費用の助成)

第5条 条例第18条第5号に規定する土地等の維持管理に関する費用の助成は、別に定めるところにより当該土地等の所有者に対し、市民公園（直接利用のものに限る。）として提供された土地等のうち、別に定めるものについて固定資産税及び都市計画税を減免することにより行うものとする。

(市民公園の特別助成)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市民公園の効用の増進を図るため、

特に必要と認める費用その他の一部又は全部の助成を行うことができる。

- 2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 3 第1項の助成に係る決定の通知は、様式第5号による通知書により行うものとする。

### 第3章 緑化の推進の助成

(樹木等の植栽の要請に伴う助成)

第7条 条例第24条第2項に規定する助成は、当該土地等の所有者等に対し、別表3に定める苗木を供与することにより行うものとする。

- 2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 3 前項の申請書には、当該土地等に係る様式第7号による植栽計画書を添付するものとする。
- 4 第1項の助成に係る決定の通知は、様式第8号による通知書により行うものとする。

(緑化の推進の特別助成)

第8条 前条の規定にかかわらず、当該土地等の所有者等に対し、円滑な緑化の推進を図るため、特に必要と認める苗木又は樹木の供与を行うことができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する助成に適用する。

### 第4章 市民の木等の助成

(市民の木等の指定に伴う助成の申請)

第9条 条例第29条に規定する助成は、当該市民の木等の所有者に対し、別表2に定める金額を限度として管理運営助成金を毎年度交付することにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、所有者が不明であり、かつ、市民の木等を管理する者があるときは、その管理する者に交付するものとする。
- 3 第1項の助成に係る申請書の様式は、様式第9号及び様式第9号の2のとおりとする。
- 4 市長は、前項の申請者に、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(助成の決定)

第9条の2 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに助成の適否を決定し、その旨を申請者に様式第9号の3又は様式第9号の4により通知するものとする。

- 2 市長は、助成を決定する場合において、助成の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業完了実績報告)

第9条の3 助成対象者は、当該助成金の交付の決定に係る事業を完了したときは、速やかに様式第9号の5又は様式第9号の6による事業完了実績報告書により当該事業の成果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の事業完了実績報告書に、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(助成金の額の確定)

第9条の4 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該行為の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか

を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に様式第9号の7により通知するものとする。（市民の木に係る管理運営助成金を除く。）

（助成金の交付）

第9条の5 助成対象者は、第9条の2若しくは前条の規定による通知を受けたときは、様式第9号の8による助成金請求書により市長に助成金の交付を請求することができる。ただし、事業の完了後に限る。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて、助成金を交付するものとする。

（市民の木等の特別助成）

第10条 前条の規定にかかわらず、当該市民の木等の所有者に対し、市民の木等の効用の増進を図るため、次の各号に掲げる助成を行うことができる。

(1) 特に必要と認める助成金の交付

ただし、別表5に定める金額を上限とする。

(2) 市民の木等の維持保全上特に必要であって、技術的に市民の木等の所有者が行うことが困難な工事の実施

2 前条第2項の規定は、前項に規定する助成に準用する。

3 第1項第1号の助成に係る申請書の様式は、様式第10号のとおりとし、同項第2号の助成に係る申請書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 第1項第1号に係る決定の通知は、様式第12号による通知書により行うものとする。

第5章 緑と花の市民協定の助成

（市民協定の認定に伴う助成）

第11条 条例第32条第1項（条例第32条第2項において準用する場合を含む。）に規定する助成は、当該市民協定の代表者に対し、別表4に定める苗木の場合は1回に限って供与し、草花の場合は年1回、3年間を限度に供与し、連絡助成金を市民協定の認定から3年間を限度に交付することにより行うものとする。

2 前項の苗木又は草花の助成に係る申請書の様式は、様式第13号のとおりとし、同項の連絡助成金に係る申請書の様式は、様式第14号のとおりとする。

3 前項の苗木又は草花の助成に係る申請書には、当該土地等に係る様式第7号による植栽計画書を添付するものとする。

4 第1項の苗木又は草花の助成に係る決定の通知は、様式第15号による通知書により行うものとする。

5 第1項の助成については、特に良好な維持管理を行っていたと認められる市民協定締結団体についてのみ、1回3年間に限り再度助成認定をすることができる。

（市民協定の特別助成）

第12条 前条の規定にかかわらず、当該市民協定の代表者に対し、市民協定の効用の増進を図るため、特に必要と認める費用その他の一部又は全部の助成を行うことができる。

2 前項の助成に係る申請書の様式は、様式第16号のとおりとする。

3 第1項の助成に係る決定の通知は、様式第17号による通知書により行うものとする。

第6章 公共施設の公園的利用の助成

(公共施設の公園的利用に伴う助成)

第13条 第2章の規定は、条例第34条に規定する助成に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項、第4条第3項、同条第4項、第9条第3項中の改正規定、同条第4項、第9条の2から第9条の5までの規定及び別表2の備考6並びに改正様式は、平成17年4月1日から施行する。

改正様式

様式第3号 様式第3号の2 様式第3号の3 様式第3号の4 様式第3号の5  
様式第9号 様式第9号の2 様式第9号の3 様式第9号の4 様式第9号の5  
様式第9号の6 様式第9号の7

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱及び改正様式は、平成27年4月1日から施行する。

改正様式

様式第9号の3 様式第9号の6 様式第9号の7 様式第9号の8

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

改正様式

様式第1号 様式第2号 様式第3号 様式第3号の2 様式第3号の3  
様式第3号の4 様式第3号の5 様式第4号 様式第5号 様式第6号  
様式第7号 様式第8号 様式第9号 様式第9号の2 様式第9号の3  
様式第9号の4 様式第9号の5 様式第9号の6 様式第9号の7 様式第10号  
様式第11号 様式第12号 様式第13号 様式第14号 様式第15号 様式第16号  
様式第17号

(経過措置)

2 この要綱施行後も、令和3年度中においては、施行前の様式についても、有効なものとして取り扱うものとする。

別表1（第2条関係）

供与する施設

利用形態	直接利用		間接利用
施設の種類	対象面積 20平方メートル 以上	ベンチ、車止、標識、 低鉄棒、樹木、花壇	標識
	対象面積 100平方メートル 以上	ぶらんこ すべり台	主管局長が必要と認めた場合  樹木、さく
	対象面積 1000平方メートル 以上	主管局長が必要と認めた 場合休憩所、照明灯等	

別表2（第4条、第9条関係）

交付する管理運営助成金

種別 対象 面積	市民公園				市民の木	市民の森
	直接利用	間接利用				
		点状緑地	沿道緑地	景観緑地		
平方メートル 以上 ～ 未満	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20 ～ 50	22.5	5	5		1本当たり 5	
50 ～ 100	22.5	10	10			
100 ～ 300	22.5	以下なし	15	15		30
300 ～ 500	37.5		15	15		40
500 ～ 1,000	37.5		25	25		50
1,000 ～ 2,000	52.5		35	35		70
2,000 ～ 3,000	52.5		42	42		85
3,000 ～ 5,000	52.5		55	55		110
5,000 ～ 7,000	75		65	65		130
7,000 ～ 10,000	75		75	75		150
10,000 ～ 15,000	75		87	87		175
15,000 ～ 以上	75		100	100		200

備考

- 1 本表の金額は、年額とする。
- 2 市民公園（直接利用）と市民の森が重複するときは、「市民公園に係る金額」×1/2+「市民の森に係る金額」とする。
- 3 市民公園（間接利用）と市民の森が重複するときは、「市民の森に係る金額」とする。
- 4 市民の木は、1本当たりの金額とする。
- 5 市民の森の助成は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域にあるものについて行う。
- 6 算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる

別表 3 (第 7 条関係)

供与する苗木

土地等の所有者等	対象土地等の位置	助成の限度
企業	市街地及びその周辺区域	1 箇所当たり 5 万円相当の苗木
企業以外の一般		1 箇所当たり 10 万円相当の苗木

別表 4 (第 11 条関係)

供与する苗木又は草花及び交付する連絡助成金

供  与	苗木を 植栽する 場合	1 戸当たり植栽面積	1 戸当たり助成 限度額	1 戸当たり助成 額の合算額相当 の苗木
		20 平方メートル未満	2,000 円相当	
20 平方メートル以上 50 平方メートル未満		5,000 円相当		
50 平方メートル以上		10,000 円相当		
	草花を植栽 する場合	1 戸当たり助成限度額 2,000 円相当		1 戸当たり助成 額の合算額相当 の草花等
交付する 連絡助成金		1 市民協定当たり年額 10,000 円		

別表 5 (第 10 条関係)

市民の木等の特別助成金

種 別	交付限度額
特別助成金	必要経費の 2 / 3 以内 (ただし限度額 300 千円)
備考	<p>1 本表の助成金は 1 箇所当たり 1 年に 1 回限りとする。</p> <p>2 必要経費とは、樹勢回復のための①腐朽部の処置、②病害虫の防除、③土壌の改良、④支柱・支保の設置、⑤剪定、その他市長が特に必要と認めたものをいう。</p> <p>3 助成金の総額は予算の範囲内とする。</p> <p>4 算出した額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>